

広島県告示第八百五号

平成十六年広島県告示第七百七十二号（証紙代金収納計器の取扱人の指定）の一部を次のように改正し、平成二十五年十一月二日から適用する。

平成二十五年十月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表中

ピツニーボ ウズ証紙代 金収納計器 E五〇〇C T型 広〇一五 広〇一六	ピツニーボ ウズ証紙代 金収納計器 E五〇〇C T型 広〇一七 広〇一八
--	--

を

ピツニーボ ウズ証紙代 金収納計器 E五〇〇C T型 広〇一五 広〇一六 ピツニーボ ウズ証紙代 金収納計器 C T三一〇 〇型 広〇一九 広〇二〇	ピツニーボ ウズ証紙代 金収納計器 E五〇〇C T型 広〇一七 広〇一八 ピツニーボ ウズ証紙代 金収納計器 C T三一〇 〇型 広〇二一
---	---

に改める。